

会長	副会長	副会長	幹事	幹事	係

健 第 1310 号
令和1年12月27日

公益財団法人岡山県医師会 会長 殿
一般社団法人岡山県病院協会 会長 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長
(公 印 省 略)

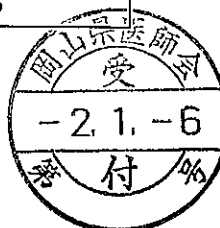
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱の制定について（通知）

肝炎対策の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり改正いたしましたので、改正内容の周知につきましてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、改正後の実施要綱につきましては岡山県健康推進課のホームページに掲載する予定です（URL：<http://www.pref.okayama.jp/page/563153.html>）。

問い合わせ先
感染症対策班 担当 仲本、春田
電話 086-226-7331
FAX 086-225-7283



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱の改正について（概要）

1 改正理由

助成申請件数が国の想定を大幅に下回っている状況を踏まえ、助成要件の緩和と指定医療機関の確保を目的として、国の実施要綱が改正されたため。

2 改正の概要

①対象患者の認定要件となっている、「高額療養費算定基準額を超えた入院関係医療を受けた月が過去12ヶ月で3月以上」について、従来は指定医療機関に限定されていたものを、指定医療機関以外の医療機関でも可能とする旨の改正を行うもの。

②指定医療機関の医療機関に入院していた場合、入院していた医療機関が指定医療機関に申請するよう、都道府県で働きかけを行うこと。

③指定医療機関以外に入院した場合に使用する入院医療記録票様式の新設。

3 施行日

令和2年1月1日。

※平成31年2月分の入院関係医療から指定医療機関以外の医療機関の入院もカウントされる。

4 備 考

入院医療費の助成を受ける4ヶ月目以降については、現行通り指定医療機関への入院が対象。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第3条 (略) 第4条 岡山県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（以下「本事業」という。）の給付対象となる医療（以下「対象医療」という。）は、肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項に規定する特定疾病給付対象療養（以下「特定疾病給付対象療養」という。）に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の12月以内に、第6条第2項の規定により指定された指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）を受けた月数が既に3月以上ある月のものとする。 第5条 (略) (1) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険法各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者のうち、<u>保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院医療に關し医療保険各法又は高齢者の医療の確保の確保に関する法律の規定により国又は地方公共団体の負担により、肝がん・重度肝硬変入院医療に關する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しないものとする。</u> (2) (略) 第6条 1～5 (3) (略) (4) 当該月以前の12月以内に<u>指定医療機関において肝がん・重度肝硬変</u>	第1条～第3条 (略) 第4条 岡山県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（以下「本事業」という。）の給付対象となる医療（以下「対象医療」という。）は、肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項に規定する特定疾病給付対象療養（以下「特定疾病給付対象療養」という。）に係る<u>高額療養費算定基準額を超えるものに限る。以下この条において同じ。</u>）のうち、当該医療の行われた月以前の12月以内に、<u>保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）において肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた月数が既に3月以上ある場合であって、第6条の規定により指定された指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院医療を受けた月のものとする。</u> 第5条 (略) (1) <u>医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険法各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者のうち、保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入院医療に關し医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により国又は地方公共団体の負担により、肝がん・重度肝硬変入院医療に關する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しないものとする。</u> (2) (略) 第6条 1～5 (3) (略) (4) 当該月以前の12月以内に<u>保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入</u>

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱新旧対照表

改 正 前	改 正 後
入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に3月以上ある場合のものととして、本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。 (5) (略) 6～8 (略) 第7条 (略) 第8条 (略) (1) ア～エ (略)	入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に3月以上ある場合のものととして、本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。 (5) (略) 6～8 (略) 第7条 (略) 第8条 (略) (1) ア～エ (略)
オ <u>入院記録票</u>（医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に指定医療機関において第3条第2項に規定する肝がん・重度肝硬変入院関係医療（以下「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」という。）（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に3月以上あることが記録されているもの。）の写し カ (略) (2) ア～オ (略)	オ <u>入院記録票及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票</u>（指定医療機関以外の医療機関用）（様式第13-1号）（以下「<u>入院記録票</u>（指定医療機関以外）」という。）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の入院記録表（指定医療機関以外）に記載の事項を確認することができる書類（医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に<u>保険医療機関</u>において第3条第2項に規定する肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に3月以上あることが記録されているもの）をいう。以下「<u>入院記録票の写し等</u>」という。） カ (略) (2) ア～オ (略) カ <u>入院記録票の写し等</u>
キ (略)	キ (略)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(3) ア～オ (略) カ 入院記録票 (医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療 (高額療養費が支給されるものに限る。) を受けた月数が既に3月以上あることが記録されているもの。) の写し キ (略) 2 第9条第2項但書の規定により更新の申請を行う場合には、前項に掲げる交付申請書、入院記録票の写し等、第9条第6項の規定により交付された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 (様式第8号) (以下「参加者証」という。) の写しのほか、別表に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。 3 (略) 第9条 1～2 (略) 3 知事は、第1項の規定による認定を行う際には、医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、<u>指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療 (高額療養費が支給されるものに限る。)</u> を受けた月数が既に3月以上あることを確認するものとする。 4～7 (略) 第10条～第14条 (略) 第15条 知事は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された患者 (以下「肝がん・重度肝硬変患者」という。) に対し、入院記録票を交付するものとする。なお、入院記録票は指定医療機関を経由して交付できるものとする。 2 入院記録票の交付を受けた肝がん・重度肝硬変患者は、<u>指定医療機関に入院する際に入院記録票を当該指定医療機関に提示するものとする。</u>	(3) ア～オ (略) カ 入院記録票の写し等 キ (略) 2 第9条第2項但書の規定により更新の申請を行う場合には、前項に掲げる交付申請書、入院記録票の写し等、第9条第6項の規定により交付された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 (様式第8号) (以下「参加者証」という。) の写しのほか、別表に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。 3 (略) 第9条 1～2 (略) 3 知事は、第1項の規定による認定を行う際には、医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、<u>保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療 (高額療養費が支給されるものに限る。)</u> を受けた月数が既に3月以上あることを確認するものとする。 4～7 (略) 第10条～第14条 (略) 第15条 知事は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された患者 (以下「肝がん・重度肝硬変患者」という。) に対し、入院記録票を交付するものとする。なお、入院記録票は、<u>指定医療機関に入院する肝がん・重度肝硬変患者に対しては、当該指定医療機関を経由して交付できるものとする。</u> 2 肝がん・重度肝硬変患者は、<u>保険医療機関に入院する際に入院記録票及び入院記録票 (指定医療機関以外) 並びに領収書及び診療明細書その他の</u>

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱新旧対照表

改 正 前	改 正 後
3 (略) 第16条 指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一の指定医療機関における当該医療であって、一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に当該指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受け、当該医療に係る医療費として、当該指定医療機関に対し第7条第2号に定める金額を支払うものとする。 第17条 指定医療機関に入院して肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に3月以上ある者が、前条の規定によって自己負担額の軽減を受けることができない場合は、当該対象医療に要した医療費のうち、第7条第2項に規定する金額を知事に請求することができるものとする。 2 (略) (1) ～ (2) (略)	入院記録票（指定医療機関以外）に記載の事項を確認することができる書類を当該保険医療機関に提示するものとする。 3 (略) 4 肝がん・重度肝硬変患者は、入院記録票及び入院記録票（指定医療機関以外）並びに領収書及び診療明細書その他の入院記録票（指定医療機関以外）記載の事項を確認することができる書類を適切に管理するものとする。 第16条 指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一の指定医療機関における当該医療であって、一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に3月以上ある旨の記載がある入院記録票の写し等を提示した者は、当該対象医療に係る医療費として、当該指定医療機関に対し第7条第2号に定める金額を支払うものとする。 第17条 指定医療機関に入院して肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に3月以上ある者が、前条の規定によって自己負担額の軽減を受けることができない場合は、当該対象医療に要した医療費のうち、第7条第2項に規定する金額を知事に請求することができるものとする。 2 (略) (1) ～ (2) (略)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(様式第 1 号) ・当該月以前の 1 2 月以内に<u>指定医療機関</u>において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に 3 月以上ある場合のものととして、本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。 (様式第 8 号) (裏面) 2. 本事業において助成対象となる医療は、原則として、過去 1 2 月以内に、<u>指定医療機関</u>において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に 3 月以上ある<u>ものに限られます。</u> (様式第 1 3 号) ○患者の方へのお願い 肝がん又は重度肝硬変により入院した場合には、この記録票を、<u>指定医療機関</u>の窓口に忘れずに提示してください。また、岡山県に償還払いを請求する場合は、この記録票を請求書に添付してください。 ○<u>指定医療機関の会計窓口の方へのお願い</u> この入院医療記録票が提示されましたら、肝がん・重度肝硬変入院関係医療にかかる記録の記載をお願い致します。	(様式第 1 号) ・当該月以前の 1 2 月以内に<u>保険医療機関</u>において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に 3 月以上ある場合のものととして、本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。 (様式第 8 号) (裏面) 2. 本事業において助成対象となる医療は、原則として、過去 1 2 月以内に、<u>保険医療機関</u>において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に 3 月以上ある場合であって、<u>指定医療機関</u>において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る）を受けた月のものに限られます。 (様式第 1 3 号) ○患者の方へのお願い 肝がん又は重度肝硬変により入院した場合には、この記録票を、<u>保険医療機関</u>の窓口に忘れずに提示してください。また、岡山県に償還払いを請求する場合は、この記録票を請求書に添付してください。 ○<u>保険医療機関の方へのお願い</u> この入院医療記録票が提示されましたら、肝がん・重度肝硬変入院関係医療にかかる記録の記載をお願い致します。また、<u>指定医療機関以外の保険医療機関は、この入院医療記録表が提示されましたら、指定医療機関の指定を受けるよう努めてください。</u> ○<u>都道府県の方へのお願い</u> <u>この入院医療記録に記載を行った医療機関が指定医療機関でない場合は、指定医療機関となるよう働きかけを行ってください。</u>

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(3) 請求者が指定医療機関に入院して肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた参加者であって、当該対象医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（高額療養費が支給されるものに限る。）を受けた月数が既に3月以上ある旨の記載がある入院記録票の写し (4) ～ (5) (略) 3 (略) 第18条～第22条 (略) 第23条 知事は、本事業の適正な運用を確保するために、指定医療機関に対して、本事業の対象医療及び診断・認定基準等の周知に努めなければならない。 2 (略) 第24条 (略)	(3) 入院記録票の写し等 (4) ～ (5) (略) 3 (略) 第18条～第22条 (略) 第23条 知事は、本事業の適正な運用を確保するために、保険医療機関に対して、本事業の対象医療及び診断・認定基準等の周知に努めなければならない。 2 (略) 第24条 (略) 第25条 肝がん・重度肝硬変入院関係医療のうち、当該医療の行われた月以前の12月以内に、保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた月数が既に3月以上ある場合であって、第6条の規定により指定された指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた月が平成30年12月から令和元年12月までの間の月である場合においては、第4条中「保険医療機関」を「指定医療機関」と読み替えて適用することとする。 2 第4条（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、令和2年3月31日までに知事の指定を受けた指定医療機関は、当該指定の効力を生ずるとされた日の1年前から指定医療機関の指定を受けていたものとみなして適用する。なお、その場合の遡及できる範囲は、平成30年4月1日までとする。 3 (略)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱新旧対照表

改 正 前	改 正 後
①当該月の入院関係医療の自己負担額(1割～3割)が入院関係医療の高額療養費算定基準額を超えたときの指定医療機関は、次の項目(数値)の入力を行ってください。 (様式第14号) 1③ 請求者(参加者)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票の写し	①当該月の入院関係医療の自己負担額(1割～3割)が入院関係医療の高額療養費算定基準額を超えたときの保険医療機関は、次の項目(数値)の入力を行ってください。 様式13-1号 新設 (様式第14号) 1③ 請求者(参加者)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票の写し等

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票
(指定医療機関以外の医療機関用)

私は、下に記載するとおり、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における指定医療機関以外の医療機関に入院して入院関係医療を受けたので、関係書類を添えてその旨を証明します。

氏名		生年 月日	年 月 日	性別	
住所					
保険者 番号			保険 種別		
被保険者証の 記号・番号					
入院月	年 月 (今月 回目)		入院 年月日	年 月 日から 年 月 日まで	
医療機関名					
医療内容等	関係資料のとおり				

【備考】

○患者の方へのお願い

本記録票は、指定医療機関以外の医療機関に入院し、肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた場合で、当該医療機関が肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票（様式第13号）に記載しない場合に、入院医療記録票の代わりになるものとなります。

当該医療機関で入院関係医療を受けたことを確認できる書類（領収書及び診療明細書等）を関係資料として添付して保管し、指定医療機関に入院する場合や償還払いの請求を行う場合に、入院医療記録票（様式第13号）と併せて、指定医療機関や都道府県知事に提出してください。

一つの医療機関に入院する度に、本記録票を作成してください。

○指定医療機関の方へのお願い

本記録票は、指定医療機関以外の医療機関に入院し、肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた場合で、当該医療機関が肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票（様式第13号）に記載しない場合に、入院医療記録票（様式第13号）の代わりになるものとなります。

患者の方から本記録票が提示されましたら、同時に提示される入院医療記録票（様式第13号）に記載されている内容を踏まえて、入院医療記録票（様式第13号）への記載や医療費の助成等の対応をお願いいたします。

なお、患者の方が指定医療機関に初めて入院された方で、本記録票のみが提示された場合は、本記録票の内容も踏まえて入院関係医療のカウントを行った上で、入院医療記録票（様式第13号）への記載、交付等を行ってください。

また、入院医療記録票（様式第13号）が既に記載されている月よりも前の月にかかる入院についての本記録票が提示された場合、入院医療記録票（様式第13号）に既に記載された入院関係医療のカウントに修正を行っていただく必要はありません。

○都道府県の方へのお願い

この入院医療記録を受理した際は、記載の医療機関に指定医療機関となるよう働きかけを行ってください。

